家畜伝染病予防法

(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十二条の規定により、

山口県告示第三百一号

とおり報告を求める。

二百十四号)は、廃止する。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示

П

教委規則

契約の締結

長門都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)

山

○企業管理規程

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則…………………………………………………………………四

水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程……………………………………………………………………………………五

報

○告示

目

次

10月11日 (火曜日)

令和 4 年

令和四年十月十一日

山口県知事

村

岡 嗣

政

が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者 ら、きじ、だちよう、 報告すべき事項 報告すべき者 実施の目的 報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うず 高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため

ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「鶏等」という。)の羽数の合計

その他鶏等の羽数の増減に関する事項 は、令和四年十月十日から同月十六日までの間)に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数 二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間 (初回の報告にあって

几 報告書の提出期限

は、 報告の対象となる期間の初日の属する週の翌週の月曜日正午 令和四年十月十七日正午 (初回の報告にあって

Ŧi. 報告書の提出先

.....

一に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

六 その他

ること。 高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告す

应

### 山口県告示第三百二号

当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、 の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 桜県営住宅(仮称)新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営 方法等について次のとおり定めた。

令和四年十月十一日

次の

山口県知事 村 岡 嗣 政

桜県営住宅 (仮称) 新築工事

(令和四年山口県告示第

工事場所 山陽小野田市桜二丁目地内

工事の概要

県

### 経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、 次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

- ے عاد 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 級であること。 により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等 示(令和二年山口県告示第四百二十二号。以下「告示」という。)二の〇の規定 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- 3 定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- 下 通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの 共同企業体の代表者の令和四年十月十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が 「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百五十以上であること。 以
- ること 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であ

### 経営規模等入札参加資格の審査

山

口

(--)共同企業体競争入札参加資格審查申請書等

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の〇に規定する共 )を提出しなければならない。 。 以 下 「申請書等」とい

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

#### 申請書等の提出方法

第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例 。 以 下

「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

 $(\equiv)$ 申請書等の提出期間及び時間

数

二〇戸

令和四年十月二十七日から同年十一月一日までの午前九時から午後四時三十分ま

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。 電子入札システムを使用して令和四年十一月二十二日までに経営規模等入札参加

几 その他

八七〇)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県土木建築部住宅課(電話〇八三-九三三-三



# (一六九) 防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

る同法第二十条第一項の規定による防府都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項 法第二十条第二項の規定に基づき、 に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同 防府市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す 当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和四年十月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・四・七松崎植松線

都市計画の図書の写しの縦覧場所 山口県土木建築部都市計画課

# (一七〇) 長門都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、長門都市計

令和四年十月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政 Ŧi.

公聴会に関する問合せは、

山口県土木建築部都市計画課

(電話〇八三-九三三-

報

(<u>[][</u>])

変更する長門都市計画道路三・

四・一二長門三隅線

次のとおりとする。

開催の場所 令和四年十一月七日(月曜日)午後二時

開催の日時

長門市東深川一三三九番地二

長門市役所四階会議室

公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案 変更する長門都市計画道路一・四・一萩三隅道路

(\_\_\_\_) 追加する長門都市計画道路一・ 次のとおりとする。 五·二三隅長門道路

 $(\equiv)$ 変更する長門都市計画道路三・四・二東海岸通り線 次のとおりとする。

(£ī.) 変更する長門都市計画道路三・五・八小浜市線 次のとおりとする。

几 公述の申出の手続 次のとおりとする。

までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述 申出書」という。)を山口市滝町一番一号 木建築部都市計画課に提出してください。 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和四年十月三十一日(月曜日) (郵便番号七五三一八五〇一) 山口県土

聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。 公述申出書を提出した者のうち、 なお、郵送の場合は、令和四年十月三十一日までの消印のあるものに限ります。 同種の意見を有する者が多数ある場合には、 公

Щ

口

することがあります。 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限

者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。 □及び三に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

三七三三)にしてください。 関係図書は、 次の場所において縦覧に供します

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

長門市東深川一八七五番地 長門土木建築事務所

長門市東深川一三三九番地二

長門市建設部都市建設課

縦覧に供します。 「次のとおり」は、 省略し、その関係書類を五の口の関係図書の縦覧場所において

(一七一) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年十月十一日

事務を担当する課の名称及び所在地 会計管理局物品管理課 山口市滝町一番

二号

山口県知事

村

圌 嗣 政

落札に係る物品等の名称及び数量 県立学校コンピュータ教室用機器 一式

契約の相手方を決定した手続

三

兀 般競争入札

落札者を決定した日 令和四年九月一日

五. 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 東京都江東区豊洲二丁目

六

落札金額 一番一号

三千三十五万三千六百二十円

七 入札公告日

令和四年七月二十二日

その他

契約担当者 山口県知事

村岡

購入 調達方法

 $(\underline{\overline{\phantom{a}}})$ 

落札方式

 $\equiv$ 

県

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十一日

Ш  $\Box$ 県 教 育 委 員 会

## 山口県教育委員会規則第十一号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

うに改正する。 教育職員免許に関する規則 (平成元年山口県教育委員会規則第二号) の一部を次のよ

第三条第二項第二号及び同号イ中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改 同項第八号中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改める。

第八条 削除 第八条を次のように改める。

第八条の二から第八条の四までを削る。

第十四条から第十六条までを削り、 第十七条を第十四条とする。

口

附則第三項中「附則第十三項」を「附則第十八項」に、 「別記第二十二号様式」を

別記第十八号様式」に改める。

別記第十号様式の四及び別記第十号様式の五を削る。

山

別記第十四号様式中 一(卒業又は修了の年月日)

(有効期間の満了の日

(卒業又は修了の年月日

年

に改め、 同様式の備考中六を 旦

を

削り、七を六とし、八を七とする。

別記第十五号様式の備考五中「八」を「七」に改める。

十八号様式とする。 別記第十八号様式から別記第二十一号様式までを削り、 別記第二十二号様式を別記第

則

この規則は、公布の日から施行する。

# 山口県選挙管理委員会告示第九十七号

その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と 運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を て得た数とを合算して得た数)は、 八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ を合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に 有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては 八十条第一項、 に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、 地方自治法 ※ 蛭 とすたら香り念汝り丘上分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項 第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び 次の表のとおりである。

令和四年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

知事の解職の請求	の請求の議員の解職	県議会の解散の請求	する監査の請求県の事務の執行に関	廃の請求県条例の制定又は改	直接請求の種類
条第一項地方自治法第八十一	第一項 光 第八十条	条第一項地方自治法第七十六	条第一項地方自治法第七十五	条第一項地方自治法第七十四	根拠規定
	上周 大岩下防萩市市 古港 大岩下防萩市市市 古港 大岩下防萩市市市 市市市市 市市市市 市市市 古 医				必要な有権者
	一三 一三一三一五四七 八四七九六八九四八五二三二五一	二四一、	二二、六六〇		の数
	   二四○二六七三一二七一九七四四   六一五八三七一六三一九二六四八   二三六五一二三二五四八三九四八	六 三	7		

水越ダム操作規程

正する。

П

別表第二中

令和四年十月十一日

の委員の解職の請求委員又は公安委員会、条第一項理委員若しくは監査・地方自治法第八十六理委員若しくは監査・地方自治法第八十六

二四一、六二三

### 山口県企業管理規程第五号

水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

山口県公営企業管理者

尚

義

正 司

水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程

菅 野 ダ 4 管 理 事 務 所 を

(昭和五十一年山口県企業管理規程第四号)

の一部を次のように改

中 周 国 電 南 警 察

山

岩

国

警

察

署

を

錦 菅

総

合 L

開 管

発 理

事 事

務 務

所 所

に改め、

岩国市」

を削

川野

ダ

める。

この管理規程は、

令和四年十月十三日から施行する。

附

則

力ネッ 卜 ワ 1 ク株式会社 署 に改

五.

令和四年十月十一日発行 令和四年十月十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁